

過積載による違法運行の防止対策について

茨城県土木部検査指導課

平成8年10月21日 検第383号

過積載による違法運行の防止対策について

1 過積載防止対策

- (1) 「工事施工にあたっての注意事項」の**設計図書**への添付の徹底（別添）
- (2) 現場着手前の監督員説明時に過積載防止対策の**指導**の徹底
- (3) 施工計画書への過積載防止対策の徹底及び**確認**
- (4) 監督業務時の過積載等違法運行点検の実施及び指示票による指導監督

「工事施工にあたっての注意事項」

- 1 積載重量制限を超過して工事用資料等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにする。
- 4 さし枠装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。並びに工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
- 6 取引関係あるダンプカー事業者が過積載を行い、またはさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 7 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以上「法」という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 8 下請契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けた者または業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。